

監 査 告 示

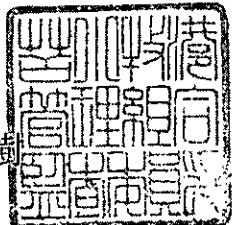
苦小牧港管理組合監査委員告示第1号

平成30年度定期監査及び財政援助団体等監査の結果
に基づき講じた措置の公表について

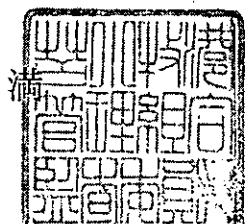
平成30年度苦小牧港管理組合定期監査及び財政援助団体等監査の結果
に基づき講じた措置について、地方自治法第199条第12項の規定によ
り、平成31年1月29日付で苦小牧港管理組合管理者から別添のとお
り通知があったので、同項の規定により公表する。

平成31年1月31日

苦小牧港管理組合監査委員 渡 邊 直 樹



苦小牧港管理組合監査委員 渡 辺



平成31年1月29日

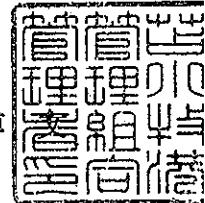
苦小牧港管理組合

監査委員 渡邊直樹様

監査委員 渡辺満様

苦小牧港管理組合

管理者 苦小牧市長 岩倉博



○ 平成30年度定期監査に対する措置について（通知）

平成30年度定期監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

○ 監査結果に基づき講じた措置

	指摘事項	講じた措置
(1) 財務事務		
ア	資金前渡事務において、補助職員を置いていないものが見られた。	継続して使用する経費についても、現金の流れが明確になるよう、入出金の都度、資金前渡職員が決裁権者となる決定書を作成することとした。
イ	行政財産使用料の賦課事務において、積算単価に誤りが見られた。	積算単価の確認をした結果、電力料金と燃料調整費に誤りがみられたため、使用者に連絡をし追徴の処理をすることとした。
ウ	使用料の調定事務において、使用許可期間を誤り、調定額が本来の額よりも多くなっているものが見られた。	直ちに使用者に連絡し、当初許可書の使用料の額を減額修正することとした。
エ	使用料の減免事務において、減免理由の不明確なものが見られた。	決定書に減免根拠を記載するよう平成30年度から改めた。